

○横須賀市災害対策本部運営要綱

平成22年4月1日

(総則)

第1条 この要綱は、災害対策本部条例(昭和38年横須賀市条例第33号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、横須賀市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)の職務を代理する災害対策副本部長は、副市長事務分担規則(令和3年横須賀市規則第98号)の規定により当該災害に係る事務を担当する副市長である災害対策副本部長とし、この災害対策副本部長にも事故があるときは、他の災害対策副本部長とする。

(本部員)

第3条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、民生局長、上下水道局長、教育長、行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)第1条各号に掲げる部の部長、消防局長、選挙管理委員会事務局長、議会事務局長、地域支援部地域コミュニティ支援課長、危機管理監及び各行政センター館長をもって充てる。

(部の設置等)

第4条 条例第3条第1項の規定により設置する部は、次の各号に掲げる部とし、災害に関する事務のうち当該各号に定める事務を所掌する。

- (1) 総合対策部 市の総合対策及び広報に関する事務
- (2) 経営企画対策部 経営企画部の所掌事務(広報に関する事務を除く。)に関する事務
- (3) 総務対策部 総務部の所掌事務に関する事務
- (4) 財務対策部 財務部の所掌事務に関する事務
- (5) 文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部の所掌事務に関する事務
- (6) 税務対策部 税務部の所掌事務に関する事務
- (7) 福祉子ども対策部 福祉子ども部の所掌事務に関する事務
- (8) 地域支援対策部 地域支援部の所掌事務に関する事務
- (9) 健康対策部 健康部の所掌事務に関する事務
- (10) 子ども家庭支援センター対策部 子ども家庭支援センターの所掌事務に関する事務
- (11) 環境対策部 環境部の所掌事務に関する事務

- (12) 経済対策部 経済部の所掌事務に関する事務
- (13) 都市対策部 都市部の所掌事務に関する事務
- (14) 建設対策部 建設部の所掌事務に関する事務
- (15) 港湾対策部 港湾部の所掌事務に関する事務
- (16) 上下水道対策部 上下水道局の所掌事務に関する事務
- (17) 消防対策部 消防局の所掌事務に関する事務
- (18) 教育対策部 教育委員会事務局の所掌事務に関する事務
- (19) 選挙管理対策部 選挙管理委員会事務局の所掌事務
- (20) 議会対策部 議会事務局の所掌事務に関する事務
- (21) 地区対策部 行政センターの所掌事務に関する業務

2 前項第1号の総合対策部に、次の表の左欄に掲げる班を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

班	事務
対策調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部の運営に関すること。 2 本部長の指示、命令等の伝達に関すること。 3 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊、警察等による救援の要請及び受入れに関すること。 5 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく事務に係る手続きに関すること。 6 各対策部等との連絡調整に関すること。
情報調整・分析班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民からの通報に関すること。 2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関すること。
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報に関すること。 2 各対策本部との広報内容及び報道内容の調整に関すること。 3 報道機関との連絡に関すること。
物資調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 物資等の調達、調整及び供給に関すること。 2 物資等の輸送に関し総務対策部との連携・調整に関すること。
罹災証明総括班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害の認定等の総合調整に関すること。 2 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関すること。
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設の開設に関すること。 2 地区内の避難所運営の支援に関すること。

	3 地区内の避難者の支援に関すること。
基地対策班	自衛隊と米海軍との連携に関すること。
外国人支援班	外国人避難者の支援に関すること。

3 前項に規定するもののほか、部に本部長が必要と認める班を置くことができる。

(本部員会議)

第5条 本部に、災害対策に関する重要事項について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員を構成員として組織する。

3 本部員会議は、本部長が招集し、主宰する。

4 本部員会議において必要があるときは、次に掲げる機関の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(1) 自衛隊

(2) 警察

(3) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人

(4) その他本部長が必要と認める機関

5 本部員会議の庶務は、前条第1項第1号に掲げる総合対策部において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 災害対策本部組織要綱(昭和51年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。